

〔船員労働委員会〕

沖縄船員地方労働委員会（事務局）

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎（4階）

TEL（098）868-0570 FAX（098）868-0545

【設置根拠】

国土交通省設置法第41条、労働組合法第19条

【所掌事務】

労働組合法、労働関係調整法、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律等に基づく労使問題の救済・調整機関としての業務のほかに、船員法及び船員職業安定法等船員労働関係法令に基づく地方運輸局長等の諮問機関としての業務を行っています。

なお、委員会は、使用者を代表するもの（使用者委員）、労働者を代表するもの（労働者委員）及び公益を代表するもの（公益委員）の各5人により組織する三者構成の機関で、その事務を整理するために事務局が置かれています。

【組織】

